

現代の人権 男女共同参画社会の実現

○「女性が働くこと」に対する意識の変化

昭和47（1972）年に総理府広報室が女性2万人を対象に「婦人に関する意識調査」を行いました。時代は戦後日本の高度成長の絶頂期です。

この調査の中で「夫婦の役割分担」に関して「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた割合は80%を超え、「反対」「どちらかといえば反対」は10%にも達しませんでした。男女の性別による役割分担が広く受け入れられていた時代です。女性は「結婚したら退職」「出産したら退職」というのが当たり前のことと受け止められていました。

女性の就業率（仕事についている割合）は戦後から1950年代までは60%を超えていました。これは農家などの家族経営の働き手である女性が多かったからです。ところが1970年代には女性の就業率は40%台に下がります。夫が会社などに勤め、妻は無職という世帯が増加したからです。いわゆる「専業主婦」です。女性は結婚や出産を機に退職し、家庭で家事と子育てに従事するのが「標準的な姿」と考えられました。その後、再び働きに出るにしてもパートタイム労働などの非正規雇用につく場合が大半でした。

しかし、こうした男女の役割分担に対する意識は徐々に変化します。1990年代に入ると「女性が職業を持つこと」「子どもができて仕事も続けること」を肯定する意見が多数を占めるようになります。女性に対する差別待遇を禁止する「男女雇用機会均等法」が昭和61（1986）年に施行され、その後も求人や待遇における性差別の禁止は強化されます。平成9（1997）年には「共働き世帯」が「専業主婦世帯」を上回り、その後も増加します。その中で、妊娠や出産を控える女性に対する職場でのマタニティ・ハラスメントや保育園に入れなくても空きがない待機児童の問題などが表面化します。

○育児休業法の変遷

働く女性の増加に伴い、平成3（1991）年に育児休業法が制定され、子が1歳になるまでの育児休業が認められました。育児休業法はその後も何度か見直され、平成7（1995）年には「育児」だけでなく「介護」も対象とした「育児・介護休業法」が成立します。平成16（2004）年には、保育園に入れない場合、子が1歳半まで育児休業を延長できることや子ども一人につき年5日の看護休暇が認められました。介護休業の取得条件も緩和されました。

しかし、こうした法改正があってもなお、約6割の女性が第一子の出産前後で離職、男性の育休取得も進まず、介護を理由とした離職者も年間10万人を超えるという状況でした。

○仕事と育児、介護を両立できる社会へ

今年4月からは、男性がより育児に関われるように育児休業とは別に取得可能な「産後パパ育休制度」が創設されました。また、育休が分割して取得可能となり、夫婦が交互に育休をとることも柔軟にできるようになります。男女が職場や家庭内で対等なパートナーとして協力し合う男女共同参画社会の実現に向けて、世の中は少しずつ進化しています。

「6月23日から29日は男女共同参画週間です」

▶ 問い合わせ先 = 生涯学習課 生涯学習係 ☎ 56 9159